

議案第67号

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年守谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年9月1日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
67号	1

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「手当を除いた全額」を「次項に規定する手当を含まないもの」に改め、同条第3項中「特殊勤務手当」の次に「，災害派遣手当」を、「休日勤務手当」の次に「，夜間勤務手当」を加える。

第4条中「，その特殊性に基づき市長が指定するものについて」を「市長が指定するもの（以下「管理監督職員」という。）について、その特殊性に基づき」に改める。

第5条第1項中「職員」を「全ての職員」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「当該」を削る。

第7条中「守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）第12条の2第1項第1号に定める額を超える」及び「（市が設置する公舎を貸され、使用料を支払っている職員その他守谷市職員の給与に関する規則（昭和32年守谷町規則第18号。以下「市規則」という。）第11条の2に定める職員を除く。）」を削る。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。）」及び「（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満である者を除く。）」を削り、同条第2号中「（市規則で定めるもの）及び「（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）」を削り、同条に次の1号を加える。

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用するなどを常例とする職員

第22条中「，第6条」を「及び第7条」に改め、同条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条の見出し中「自己啓発休業等」を「自己啓発等休業」に改め、同条中「自己啓発休業」を「同項に規定する自己啓発等休業」に改め、同条を第22条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条第2項を次のように改める。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）

議案	頁数
67号	2

を勤務しないことをいう。) 又は介護休暇 (当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。), 父母, 子, 配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷, 疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため, 勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には, 前項の規定にかかわらず, その勤務しない 1 時間につき, 勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 16 条に次の 2 項を加える。

3 職員が修学部分休業 (当該職員が, 市長が指定する教育施設における修学のため, 市長が指定する期間中, 1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) 又は高齢者部分休業 (当該職員が, 55 歳に達した日以後の日からその定年退職日までの期間中, 1 週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合には, 第 1 項の規定にかかわらず, その勤務しない 1 時間につき, 給料の月額 (給料の調整額を含む。) 及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に 1/2 を乗じ, その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5/2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

4 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 10 条第 1 項の規定により承認を受けて育児短時間勤務をし, 又は同法第 17 条の規定により短時間勤務をすることにより 1 週間の勤務時間の一部を勤務しない場合には, 第 1 項の規定にかかわらず, その勤務しない 1 時間につき, 勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 16 条を第 18 条とする。

第 15 条中「職員の 6 月及び 12 月」を「6 月 1 日及び 12 月 1 日」に改め, 同条を第 17 条とする。

第 14 条中「6 月及び 12 月に職員」を「6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に対し, その者」に改め, 同条を第 16 条とする。

第 13 条中「第 4 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が,」を「管理監督職員が」に, 「週休日又は休日等において勤務する」を「週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) 又は休日等 (次項において「週休日等」という。) に勤務した」に改め, 同条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか, 管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午後 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は, 当該職員には, 管理職員特別勤務手当を支給する。

第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条第 2 項中「第 9 条第 1 項及び前条」を「前 3 条」に改め, 同条を第 14 条とし, 同条の前に次の 1 条を加える。

議案	頁数
67 号	3

(夜間勤務手当)

第13条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

第11条中「次の各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間に対して支給する」を「休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、休日等において正規の勤務時間を超えて勤務しても、休日勤務手当は、支給されない」に改め、同条各号を削り、同条を第12条とする。

第10条第2項を削り、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第10条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
67号	4

提案理由（議案第67号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、上下水道事務所職員に適用する「守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」について、「守谷市職員の給与に関する条例」との整合性を図るため、災害派遣手当、夜間勤務手当及び委任に関する規定等を追加するとともに、規定内容の整理及び見直しを図るため、条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
67号	5

守谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 <u>次項に規定する手当を含まないもの</u> とする。	2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 <u>手当を除いた全額</u> とする。
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、 <u>災害派遣手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>夜間勤務手当</u> 、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当_____、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
(管理職手当)	(管理職手当)
第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち <u>市長が指定するもの</u> （以下「 <u>管理監督職員</u> 」という。）について、その特殊性に基づき支給する。	第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、 <u>その特殊性に基づき市長が指定するもの</u> について <u>支給する。</u>
(扶養手当)	(扶養手当)
第5条 扶養手当は、扶養親族のある <u>全ての職員</u> に対して支給する。	第5条 扶養手当は、扶養親族のある <u>職員</u> に対して支給する。
(削除)	2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(地域手当)

第6条 地域手当は、 地域における民間の賃金水準を基礎とし、 地域における物価等を考慮して職員に支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、

 家賃（使用料を含む。）を支払っている職員

 に対して支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次 に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(地域手当)

第6条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）第12条の2第1項第1号に定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他守谷市職員の給与に関する規則（昭和32年守谷町規則第18号。以下「市規則」という。）第11条の2に定める職員を除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同

_____のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員_____

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具_____（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員_____

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員

（災害派遣手当）

第10条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。

じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道2キロメートル未満である者を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

(新設)

(新設)

(時間外勤務手当)

第11条 (略)

(削除)

(休日勤務手当)

第12条 休日勤務手当は、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、休日等において正規の勤務時間を超えて勤務しても、休日勤務手当は、支給されない。

(削除)

(時間外勤務手当)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第11条 休日勤務手当は、次の各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間に対して支給する

_____。
_____。
_____。
_____。
_____。
_____。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から

(削除)

(削除)

(夜間勤務手当)

第13条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第14条 (略)

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第15条 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以

翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)

(2) 毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、市長が定める日

(3) 祝日法による休日又は年末年始の休日（以下「休日等」と総称する。）について指定された代休日

(新設)

(宿日直手当)

第12条 (略)

2 前項の勤務は、第9条第1項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第13条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等において勤務する

場合に支給する。

(新設)

外の日の午前零時から午後5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況及びその他の事情を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況及びその他の事情を考慮して支給する。

(給与の減額)

第18条 (略)

2 職員が部分休業 (当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。),父母,子,配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷,疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため,勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況及びその他の事情を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、職員の6月及び12月にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況及びその他の事情を考慮して支給する。

(給与の減額)

第16条 (略)

2 職員が部分休業 (当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、大学その他の教育施設における修学のため又は55歳以上のため勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年守谷町条例第1号)第15条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 職員が修学部分休業（当該職員が、市長が指定する教育施設における修学のため、市長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

4 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定により承認を受けて育児短時間勤務をし、又は同法第17条の規定により短時間勤務をすることにより1週間の勤務時間の一部を勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第19条（略）

（専従休職者の給与）

（新設）

（新設）

（休職者の給与）

第17条（略）

（専従休職者の給与）

第20条 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第21条 (略)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第22条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)

第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

第23条 (略)

(再任用職員等についての適用除外)

第24条 第5条及び第7条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

第18条 (略)

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 (略)

(自己啓発休業等の承認を受けた職員の給与)

第20条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号)

第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発休業をしている期間については、給与を支給しない。

(非常勤職員の給与)

第21条 (略)

(再任用職員等についての適用除外)

第22条 第5条、第6条 の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(新設)